

B.C. 三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究(下)

栗野 賴之 祐

六、本文解説

I ヘラス聯盟

- (一)ヘラス聯盟の名稱
 - (二)聯盟加盟者
 - (三)聯盟加盟者の保證及聯盟存續期間
 - (四)聯盟目的
- 「國內平和」 a. 警備軍駐割 b. 安寧秩序違反取締規定 c. 海上航行の自由の確保 d. 現在政府の憲法、政體等の革命禁止

II ヘラス聯盟總會及其の組織

- (一)聯盟總會
- (二)聯盟總會の職員及其の特權
- (三)總會開會期日
 - a. 定期總會
 - b. 臨時總會
- c. 總會召集者
- (四)總會の日程並びに總會開催地
- (五)聯盟總會の權限及法定出席數
- (六)平時聯盟理事會並びに理事選出法
- (七)理事の職務及理事の職責
- (八)戰時理事會
- (九)總會委員
- 缺席罰則
- (一〇)聯盟軍非應募罰則
- (一一)聯盟分擔事項

III 聯盟條約の修正、保存及批准

- (一) 修正要項 (二) 保存要項 a. 正本 b. 複本(碑文) (三) 批准(宣誓)

I ヘラス聯盟

(一) ヘラス聯盟の名稱〔六一九〕

前掲(史料3) *To koinon suneleion* 「聯盟總會」(字義は一般の合議)の如く古文書では一般に「コイノン」^①若しくは「ヘラス人たちのコイノン」と呼ぶ。*To koinon tou 'Eλληνων*。明かに「ヘリスツボス及アレクサンドロス時代斯く呼ばれてゐた。(オキシリニコス草紙文書一卷「オキシリニコス年代録」十二ノ三、九)及(アリアノス三、二四、四)。其他公式上單に「ヘラス人達」*oi 'Ellenes*と稱してヘラス聯盟を指すことがあつた。即ち「グラニコス戰勝」(B.C.三三四)後アテナイへの奉獻品に「*Περικλυττου*」の子アレクサンドロスとラケダイモニア人を除くヘラス人たち……」^②と記す、(アリアノス一、一六ノ七)又B.C.三二一年イアソス市の碑文に「ヘラス人たちより」としてヘラス聯盟を意味する。故にヘラス聯盟の公式的名稱は、本碑文發見以前迄「ヘラス人たちのコイノン」と稱するものと一般に信じられてゐた。が今一九二七年ヅルケンの發表する所では *συνάλλα συνα καὶ συμμαχία* 「盟友にして聯盟者」「軍、又は國」(七一八)、後には單に聯盟^{シユムマキヤ}〔二五、四五、一四一〕のみで呼ばれる様になつてゐることが明かに

された。そこで同様の事實をアレクサンドロス時代に見ると、「此の人々(虜囚)はマケドニア人と平和條約並びに聯盟がヘラス人との間に成立する以前にペルシアに備はれてゐたものであつた」から之を國際犯罪者と見ずといふ(アリアノス三、二四ノ五)又ドリアの植民市キュレナイとは「彼(アレクサンドロス)は此等(贈物)を受納し、彼等(キュレナイ市)と盟友にして聯盟の條約を結んだ。」(ディオドロス「史學圖書」二七、四九ノ三三)、この「ディオドロス」クレタルコホス「史料は又「クルチウス」クレタルコホス「史料から補典出来る」此こへキュレネ市の使節が來、贈物を捧げ平和條約を乞ひ次に彼が彼等の都市へ來ることを申出でた」(クルチウス四、七ノ八)

① *κοινον* 共通、一般、普通等の意を有し、この語のヘラスに於ける適用は非常に廣い。仲間、公衆、クラブ、會、同盟、聯盟等。

② Arrian. II. 2. 2, OGIS. 8. 5.

③ Ditt.³ 312.

④ 同様のものは他の碑文からも言へる。Ditt.³ 260. n. Ditt.³ 288. 14. Wilcken. 1927. p. 299.

(二) 聯盟加盟者〔七—一〕

こゝで注意すべきことは「聯盟」といふ法的協同體に對つて、アンティゴノス及デメトリオス王とその子孫をも含むものが一成員となり、それぞれのヘラスの都市國家も一成員といふ資格で加盟してゐるのである。たゞヘラスの成員單位はこの上種族をも認められてゐた。この事實は B.C. 三三八年の聯盟宣誓碑文にも明かである。⑤ ここでは中央テッサリアを一單位一〇名の委員選出區とし、ボオキア人ロク

リア人等は種族の名によつて一選出區と見做されてゐる。種族名で呼ぶことは古いヘラスの同盟制度史上の慣例であつて、例へばデルポイの宗教同盟には初め都市名を持つてゐなかつた。ペトリツボス時代の加盟都市はスバルタを除く全ヘラスの諸都市であつた。故に總會委員數はシュヴァンの研究によると九十七議席、(之は一九二一年ウキルヘルムの碑面より算定の概數と符合)。B.C. 三〇二年にはテルモビュレ以北テツサリア、メツセニア、ツラキア及スバルタが缺けてゐたから、本碑文條約が書かれた時の委員數は六〇—七〇名の間であつたであらうと推定する。此れをアレクサンドロス時代、スバルタ(B.C. 三三二年以後)、小アジアの諸都市の加盟等の全部に比すると適かに尠ない。

こゝでデメトリオス王は(史料³)記載の通りヘラス聯盟の盟主と聲明せられてゐる。プロリツボス及アレクサンドロスも共に斯く稱ばれ、⁶その上ペルシア討征に臨み聯盟總會の決議を以て「獨立主權の總帥」と言ふ戰爭責任者たる地位についてゐる。⁷後者の名稱について、今デメトリオスの史料は何事も語らない、併し當時カサンドロス討伐を控へて獨立主權の總帥權の附與があつたであらうことは推定出来る。本文中特にデメトリオス王父子明記の事情は、盟主たる地位の確認を意味し、新加盟都市國家は加盟に當つて、その盟主と聯盟を一團とした協同體と條約を締結する。⁸

⁶ Ditt. 260 B.

⁸ Diocl. 16. 89. 2—3, Justin. 9. 5. 1, Diocl. 17. 4. 9.

⑦ Diol. 16. 89. 3

⑧ この慣例は本文でも明かであるが、更にアテナイの第二海軍同盟 B.C. 三三八/七年の新加盟條約碑文に明かである。即ち甲者「アテナイ市と同盟」と乙者「新加盟國家メツェムナ市の條約碑文 Diol. 149 (IG. II. 42)

(三) 聯盟加盟者の保證及存續期間 (一一五)(八)(二一一五)

碑面 I の頭書五行中に、ヅキルケン^⑨は

Eleutheria kai autonomia (自由と自治) の記入があつてこの保證がなされてゐたと推定する。この

推定は史料 1、2、5、にデメトリオスが「自由と自治」をヘラスの都市に對して希望したと言ふ記述から伺はれるが、頭初にあると言ふ推定の根據はアレクサンドロス時代の條約に基く。即ち「この上劈頭第一ヶ條に記載してヘラス人たちは自由にして自治」(「デモステネス」)「アレクサンドロスとの條約について」(八節)の記述から、ヅキルケンの推定は正しいと思ふ。この言葉が含む所の意味は一、現存國家憲法の承認、二、國內問題不干渉、三、朝貢免除を宣言する。勿論アンテイゴノス王家の安全も保證してゐるのである。次に此等の保證條件として戦争禁止、戦争目的による占領の禁止、特に都市國家相互戦争の嚴禁。同項は「ヘルツボスの時にも宣誓碑文中に規定を設け、アレクサンドロスの場合には「協同平和加盟の都市から追放者が兇器を携へて出立し、平和加盟のいかなる都市をも攻撃することは違法とする」^⑩」

聯盟條約の存續期間「永久に涉つて」(本文)此れをペリッポスに見ると「ペリッポス並びにその子孫」^⑩より同様のことが演繹出來よう。史上重要なことはこの字句の解釋に對するアレクサンドロスとヘラスの都市との相違である。ヘラスの都市は此の挿入句を單なる修辭と解し、聯盟條約はペリッポスの死と同時に效力喪失と考へ、反マケドニア戰を起したが、アレクサンドロスは容易に之を平定し條文通り聯盟の存續を認め、その戰爭責任者テイバイ市を聯盟臨時總會の司法裁判にかけて處罰を之に一任した。^⑪

⑩ U. Wilcken. 1927, p. 281.

⑪ Ditt. 200. 後節「宣誓」解説參照。

⑫ [Demosth.], 17. 16.

⑬ 註⑩參照。

⑭ Diod. 17. 14. 1, Arrian. 1. 9. 9.

(四)聯盟の目的〔一六一五五〕

全ヘラスの安寧維持〔一一〕 *εἰρήνη* 「平和」を相互に確保することが聯盟の第一義的目的であつた。所謂相互戰爭廢止と全ヘラスの統一。この政策はペリッポスの中心思想をなしてゐた。故に「デモステネス」アレクサンドロスとの條約について「中「平和加盟の全都市國家」(一五)「平和加盟の都市國家」(一六及一九)又アリアノスには「マケドニア人と平和條約」(三、二四ノ五)、デモステネス著

作第十八「黄金冠辨論」の註釋書にも「アレクサンドロスによる平和」^⑩。第一國內の統一を完備し戦争廢止によつて生産能率を高め、次に來るべき計畫は生産供給地(新植民地)の獲得。斯くして先にはペルシア討征が、今は又、カサンドロス討伐が企てられてゐるのである。たとひ計畫は臨時的であつたとは言へ、本文中多くの戦争事項の規定が、その遂行上直ちに適用されたことは勿論である。故に「平和」なる基本目的は次の戦争計畫を意圖して作成せられたことは明白である。

⑩ Schol. Demosth. 18. 89. p. 235. 其他前掲 B.C.三一八年アヘリツポス三世王令中にも「アヘリツポス(二世)の樹立せし平和」^⑪が當初の政策に基きこゝに平和を布きアヘリツポス及アレクサンドロスの日言々」とある。

a. 警備軍駐劄 (二二—三二)

(史料2)に「アクロロントスに警備軍 *Phylax* を駐屯せしめた」本文(二二—二三)「軍隊に食糧を給付すること」聯盟はヘラスの安寧秩序維持のため、警備軍を駐劄して、之に糧食給付をしてゐた事實を語る。この共同警備軍維持はアヘリツポス及アレクサンドロス時代より聯盟の主要事務の一つであつた。條約中、事務事項として總會委員並びに一般警備を受命した人々は平和加盟の都市國家内に制定の法律に反して流血又は追放なく、財産の沒收なく土地の分配なく、負債の廢止なく、革命の目的を以て奴隸を開放せずと「(デモステネス)アレクサンドロスとの條約について」(一五)此の引用句の補填によつて、ヘラス聯盟の警備は警備事項受命の人々に委任せられ、その人々の監督

下に一般警備が行はれてゐたことが一層明かになつた。その監督者は「一般警備のため王達に任命されたる總督」本文〔六八—六九〕の管掌事項であつたと思はれる。アレクサンドロスの時には警備軍はコリントス、カドミア、プエドナ及各地占領都市が安定する迄そこに駐割。プヒリッポス時代にはカドミアを除いて同じくコリントス、プエドナ等に駐軍したと考へる。總督はアレクサンドロス時代アンテイバトロスであつたことは史籍が傳へる所であるが、B.C. 三〇二年には恐らくデメトリオス自らと推定する。^⑬

警備軍食糧給付の件、アレクサンドロス時代プエドナの駐割軍に對する給付條約碑文が、アテナイ市から出土、その他キヒオス市、ブリエネ市にも同様の規定を録した碑文が残つてゐる。本文〔三一—三六〕の斷片から判斷すると、若し内亂事變に際しては駐割軍は直ちに出兵、但し事後處置に付いては駐割軍にはその權利がなく、それを聯盟總會へ附記したものと解する。この解釋はアギスの亂(B.C. 三三二)に際し、アンテイバトロスが取つた態度から論證される。^⑭

^⑬ Dioid. 17. 111. 1, Arrian. 1. 11. 3.

^⑭ U. Wilcken. 1922, p. 143.

^⑮ IG. II². 329, Ditt³. 283, Inschr. Prien I. (OGIS. 1)

^⑯ Dioid. 17. 63. 3.

b. 安寧秩序違反取締規定〔三四—三七〕

B.C. 三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究(下)

1 反亂防止策 第一のデメトリオス政策は「一方自ら名聲を得んためヘラス人に對つて、自治治を與へ」(史料1)の通り、アンティバトロスの支持してゐた貴族黨を放逐して民主制政治に復し、吾黨政治を布いて反對運動を防止したが、他方本文に明かな如く密告者を獎勵することによつて極力革命運動を防止した事情を見る。「三四」この法規は全然新事實である。

2 條約違反者處罰法規〔三四—三七〕

この法文にアレクサンドロスのキロモオス市への王令碑文を補填すると更に明瞭になる。

「異邦人に都市を背信内通せるものについては、逐轉したるもの全部を含み、ヘラス人の(聯盟)決議に従ひ平和加盟の大都市より彼等を放逐し、公權褫奪者とする^{②⑤}こと、捕縛されたるものは殘らずヘラス聯盟總會に護送して訊問せよ」

故にヘラス聯盟總會は査問の上、罪科を考量受刑し又は特別審査を行つた事情が判明。罪人は公權褫奪者として敵國人扱ひにした。この處罰事情の詳細はキロモオス市の回復と同時に臨機、盟主自ら裁定した事實があつた。^{②⑥}

^{②⑤} Dicit. 283. I. 10—15.

^{②⑥} Arrian. 3. 2. 7. Arrian. I. 16. 6—7.

c. 海上航行自由の確保(自由商業權の確立)〔三七—三八〕

この重要な〔三七〕の補讀はクウゲアスに負ふ。デメトリオスにとつてはキュプロスの海勝以來、B.C. 三〇三／二年には特に海軍力による戦争の必要がなかつた。故に航行の自由はヘラスの都市國家の商船保護を意味し、併せて海賊防止を語るものと解する。ペリクレス時代のアテナイ同盟も亦此の重要性に鑑み、プヒリツポス時代^㉑も亦そのことが重せられてゐるから、この解釋は次の事實と考へ合せて正しい。B.C. 四世紀後半のヘラスは自給自足經濟時代を過ぎその食糧を黒海岸、エヂプトにあふぎ交通機關の不備特に海賊船の脅威によつて、他方、屢々の不作に因し、數度の飢饉に襲はれた。このことは史籍からも碑文からも立證出来る。故に食糧品輸送統制は從來ヘラス人の必然の政策であつた、數度の苦難を経乍ら、海上同盟を組織する所以は、全く海賊の驅逐と商船の保護に原因する。従つてアレクサンドロスの時もこのことは特に明文を以つて「規約中に平和加盟國は海上航行の自由を有し、何人も彼等に干涉をせず、そして何人の船をも強制的に入港せしむることなし、若し誰か之を犯さば、全平和加盟國の敵對者たるべし」〔デモステネス〕「アレクサンドロスとの條約」(一九)猶本稿〔一四五〕解説參照。

㉑ Kougeus. 1921. p. 44.

㉒ Thuc. I. 5. Plutarch. Pericles 17.

㉓ Plutarch. Phocion. 16. Ditt. 383.

d. 現在政府の憲法、政體の革命禁止

〔四二 四五〕はヒルレルの新復文。^②〔一五〕〔一四四—一五〇〕を補ひ、前掲史料ブハリツボス三世の王令中「ブハリツボス(二世)並びにアレクサンドロスの日の憲法及び彼等が先に發布せる法令の下に授與されしその他の事項を確立す」を見ると、B.C. 三〇三年の政變に當つて、へラスの都市は多く民主制を回復した。この時、民主黨はデメトリオス黨と同意語である。故に反政府運動彈壓は自黨政治の維持を意味する。此れと全く同様な事情の下にアレクサンドロスは「若し何人が平和宣誓を誓約した時現存する各都市國家政府の變革をするならば彼等は平和加盟國一般の敵對者と見做す」〔デモステネス〕アレクサンドロスとの條約について〔一〇〕

が右の項目中ヒルレルの復文から新事實が明かにされた。若し現存憲法の改訂變革を要する場合は此れをへラス聯盟總會の決議にかけ、その裁定を待ち裁定がなかつた時は之を恐らく盟主に訴へたものと思はる。この部分は復文であるから決定的な推定は許されないが、若し右のような解釋が出来るならへラス聯盟は今迄考へられてゐたより以上に中央集權的だと言はねばならぬ。〔七三—七六〕共に參照。

② F. Hiller 1928. p. 701.

II ヘラス聯盟總會及其の組織

(一) 聯盟總會〔六二〕〔六七〕

(史料³)を見ると *κοινὴ συνέδριον* 本文ではシユネドロイオン「總會」、又は複数「總會委員たち」〔六二〕〔六七〕〔一〇〇〕〔一一五〕を以て總會を意味する。若し之をアレクサンドロス史料に求めるなら、同様な事實を知る。二つの碑文には「ヘラス聯盟總會の意見」²⁵⁾及び「ヘラス聯盟總會にて」²⁶⁾同時代史料中アイスキュネス「反クテシボン論」一一六節に「君たちは此の男(デモステネス)を訊問のためヘラス聯盟總會へ送致もせず引渡しもしなかつたことである」同二五四節「數日ならずしてピユテイア祭(デルポイ)とヘラス聯盟總會の集會があるべき筈」

故に公に *τὸν συνέδριον τοῦ Ἑλληνῶν* 「ヘラス人の總會」と稱ばれてゐたことを知る。

²⁵⁾ Ditt.³ 261. τὸ ἐπίσημον τοῦ συνέδριου τῶν Ἑλλήνων.

²⁶⁾ Ditt.³ 288. ἐν τῷ τῶν Ἑλλήνων συνέδριον.

²⁷⁾ 同様のことについてペリツギス治下では左の書引用

Diod. 16. 89. 2—3, Justin. 9. 5. 1, Pap. Ox. 1. 25

尚アレクサンドロス治下では

Hyperid. P. Eur. 20, Diod. 17. 4. 9, 78. 5, Curt. 4. 5. 11, 6. 19.

(二) 聯盟總會役員及其特權……………〔五六—六六〕

本項以下聯盟總會の内面機構の組織については、この碑から多くの新事實が明かにせられた。

聯盟職員

- a. 盟主
- b. 聯盟委員(理事を含む)(七六)参照
- c. 聯盟所屬武官及兵士(總督、各地駐劄軍)
- d. 聯盟總會使節
- e. 加盟都市國家に於ける特別事件整理委員(仲裁裁判官及司法裁判官)
- f. 聯盟事務局書記及助手(七八—八三)
- g. 加盟都市國家の參政官(ヘラス聯盟地方取締責任者)

即ち聯盟保護下の職員その他は、地方加盟都市國家の主權より全く獨立して、それらの治外法權者として取扱はれてゐたことが明瞭。縱令彼等の行動が加盟都市國家の利益と相反する場合を生じても、條約によつて、その絶對自由と、身體の不可侵權は警備軍と、地方參政官の共同責任事項として保障せられてゐた。^②

② 當時ヘラスの都市にては反對黨のため暗殺さるゝもの多く、特に此のことを嚴禁。

(三) 總會開會期日 (六六一—六九)

a 定期總會、ヘラス四大祝祭日

(史料3)「多數の人士が參集」を先にイストミア祭と解した。若し聯盟委員のみならば六〇—七〇名に過ぎず、このような修辭は用ゐる難い。その上斯く解釋することは本文とも符合する。イストミア祭はオリュムピア祭の第二、第四年に催され、その時はアテナイの第一〇(シュニキオン)月八日に

傳「四、五ノ一」)

2 B.C.三三〇ノ二九年デルポイ、プエタイア祭

「數日ならずしてピュタイアの祝祭とヘラス聯盟の開催がある筈」(アイスキュノス「反クテシボン論」二五四)

3 B.C.三二四年九月オリュムピア祭

「ニカノオロの(オリュムピア)到着によつてペロポネッス並びにヘラスに於ける(ハルバロスの)所持金が押收されたのではなく、アレクサンドロスの命令中追放者に關すること、及びアカハイ人、アルカダイア人、ボイオタイア人……の共同宣言に關する命令をもつて來たのであつた」(ヒュペリデス「反デモステネス論」一八、四)

B.C.三二四年九月に於けるヘラス聯盟定期總會については拙稿同問題研究「史學雜誌」參照。

以上の事實から、早くドロイゼンは^⑤プエリツボス及アレクサンドロスのコリントス同盟の會期は四大祝祭であらうと言ふ假説を立てたが、今本碑文の發見によつてそれが確證されることになつた。

⑤ K. Schneider. *Isthmia* [P-W] IX. 1916. 2248ff.

F. K. Ginzel. *Handbuch d. Math. u. tech. Chronologie* H. 1911. p. 359.

W. B. Dinsmoor. *Archons of Athens*. 1931. p. 430.

⑥ G. Droysen. *Gesch. d. Hellen.* I². 1. p. 162 n. 1.

b. 非常時總會

戰時中は必要に應じてその都度開會の規定。

このことは第一回ヘラス聯盟をコリントスに開いた時(B.C. 三三八年暮)から明かであるが、デイバイの反亂及びアギスの反亂直後の集會は明かに臨時集會^{③①}。

^{③②} Diod. 17. 4. 9.

c. 聯盟總會召集者〔六八〕、〔七〇—七三〕補讀

1 聯盟總會即ちその常時事務機關、理事會。

2 盟主。本文では王達、アンテイゴノス及デメトリオス。以前にはブレリツボス及アレクサンドロス、B.C. 三三五年、テイバイの變にはアレクサンドロス自ら招請。

3 總督。B.C. 三〇二年にはデメトリオス王であつたと推定。アレクサンドロス時代アギスの亂後總督アンテイバトロスは明かにコリントスへ聯盟臨時總會を召集^{③③}。

^{③④} Diod. 17. 73. 5, Curt. 6. 1. 16.

(四) 總會日程並びに總會開催地〔六九—七三〕

a. 總會日程は單に理事會の要求するだけと言ふ以外規定がない。若し之を祝祭日間とするとオリユ

B.C. 三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究(下)

ムピア祭は五日間その他も五日若しくは三日。今史上、この種の會期日程の知られてゐるものを舉げると、アカホイ同盟會議の「三日間」のみである。⁽³⁵⁾但アテナイの同盟會議は常時。

b. 總會地

1 平時、祝祭地(總會期日解説参照)

先にこの聯盟の基本目的がヘラスの統一にあることを見た。その統一を目的として、聯盟總會を祝祭地に開くことを選んだのはその用意深さを思はせらるゝ。同じ傳統、同一の宗教を有すること、祝祭中に慣例として戦争禁止期とし、愛平和の時であつた。

2、臨時、召集者任意の地。但し從來多くコリントスを選びその爲に嘗つてこの聯盟を「コリントス同盟」とも名づけたが、この命名は根據がない。警備軍、事務局の所在地であるが、一方此の地はヘラスの中央に位置し集合に便利な點もあつた。

⁽³⁵⁾ Polyb. 29. 24. 10. Liv. 32. 19. 6.

(五) 聯盟總會の權限及總會成立の法定數〔七三一七六〕

本項はヘラス聯盟組織機構の中心點に當る。⁽³⁶⁾そしてこのことは新しく判明した事實である。「聯盟總會にて決議された事項は原則(決定的)とす」〔七三一七四〕。不幸にしてこの *kephala* の箇所が初め欠字で復されたものであるが、此れ以上適當な文字がない限り正しいとせねばならぬ。この上次の項を補

ふと一層判然とする。「決議せる事項につき都市國家は總會より布達項目の監査をなすことを得ず」更に〔四二―四五〕〔六〇―六六〕を補して考へると次のようなことが判る。加盟都市國家と聯盟の利益が相互衝突を來した場合、聯盟は地方都市國家の憲法に制約さるゝことなく、自由にその決議に従つて行動し得る。反之、地方都市國家は聯盟の決議は原則として之に遵ひ、自由に地方都市國家の手にて訂正又は監査することは許されない。若しその必要ある場合は再度聯盟に請願の上、總會をして訂正決議を得る外に道がない。換言すると聯盟の決議は明確に地方都市國家の主權の行動範圍を拘束する。同様に聯盟の一成員たる盟主のそれをも制限する。故に盟主として王がヘラスの地方都市國家の上に臨む場合、合法的には常にヘラス聯盟と言ふ法的協同體を通じてのみ有效な關係が生ずるのであつて、此れ以外法規上何の干渉も出來るのではない。二の間の法理論は〔デモステネス〕著「アレクサンドロスとの條約について」中明截に表現されてゐる。故にヘラス聯盟の組織を近代的の言葉に移して見ると、法行爲の主體として法的人格者たり得たと言へるであらう。こゝにこの聯盟の傳統の強固さがあり、之がため、再々度組織せられた所以でもあつた。猶、プヒリツポス及アレクサンドロスが共に如何にヘラス聯盟を尊重したかを知る一史料としてパウサニアスの記載を引用すると、彼は當時の羅馬人の無法を憤り、「斯かることはヘラス人に取つて、未だ嘗つてなかつた。マケドニア人のうち、勢威最も振ひしアミュントスの子プヒリツポス及アレクサンドロスと雖も武力によつてヘラス人の中より

彼等の反對者をマケドニアに送つたのではなかつた。アムビヒクタイオン(デルポイ宗教會議)にそれらの人々を送つて申開きすることを釋した(七、一〇ノ一)、この宗教會議は註釋上問題になつてゐるが、修辭上ペリッポスに重きを置いて斯く言つたか、若しくは聯盟を誤つて斯く稱んだとも思はる。

次に總會成立の法定數の記載があるが、それは全委員の出席過半數を以つてする規定。

③ 拙稿「B.C.三二四年ヘラス聯盟定期總會とアレクサンドロスの君主禮拜制確立の研究」(史學雜誌、參照)。

(六) 平時聯盟理事會 *ἡρεσῶν* 並びに理事選出〔六七—七八〕

ヘラス聯盟は平時(コリントス)に聯盟事務局を置き、行政管掌を五名より成る理事に委任してゐたことが、本文から明かになつたが、この事に關し何れの古典史籍も記載してゐない。但し此の制度は古くよりヘラスに存在し、アテナイ市では四百人會の時に五人の理事を置き毎日交代に議長たらしめ^④後には九人の理事を選んでゐる。その他イムブロス、サムツラケ、等アテナイと同民主制を布ける都市、又はフテュムフロス、マグネシア、アイトリア等の碑文にも同じ制度があつた記録がある。こゝで問題は此の制度はペリッポス時代より存したものであるか若しくはデメトリオスの新制と見るか。タアンは後者と推定するが、確實な根據があるのではなく、寧ろ在來の制度と見その繼承と見る方をとる。總會の議長は初めヅェルケン^⑤はデメトリオスであつたであらうとしたが、ルウセルの

五理事の交代説⁽¹⁷⁾に支持し得ず一般に議長は理事の一名といふことに一致するようになった。

理事選出法、各都市各部族を一単位として、各單位區より一名以上を選出することを得ず。理由は委員一〇名以上選出の都市等もある關係上、斯かる規定がない場合には自然多數委員選出の都市に理事職を獨占し、一地方過重の弊を生ずる。若し今、デメトリオスが、斯かるアテナイの制度を採用したとしても親アテナイの彼が斯の制限をアテナイ市のような大都市の爲に設けたであらうか。反之、制度上の精神に於いて、寧ろペリッポスの政策と通ずるものがある故、この制度はB.C.三三八年より由來したものと見る。

⁽¹⁷⁾ Aristot. Rep. Ath. 30. 3—6, Thuc. 8. 67. 3, Aristot. Rep. Ath. 44. 2.

⁽¹⁸⁾ IG. XII. 8. 45, XII. 8. 159, V. 2. 357, XI. 2. 15.

⁽¹⁹⁾ U. Wilcken. 1927. p. 203. P. Roussel. 1928. p. 133.

(七) 理事の職務及職責〔七八—八〇〕

理解の便宜上分類するならば、

a 立法事務、1 聯盟委員、總書記、助手等の召集、2 審議事項の提案、3 可決事項の記録傳達、

4 本記録保管

b. 行政事務 一般事務監督、例へばアレクサンドロス時代總會は決議してアルプスに仲裁々判事務

を委任したが斯かる事務の監督

c. 司法事務 1 違反事項申告の受付及總會への報告、2 違反者所謂の監督

理事の職責、全事務事項に對し、無限責任を負ふこと。理事の不法行爲を制限するため、何人でも自由に前理事訴訟文書を次回理事へ提出して之を糺弾することが許されてゐた。之によつて事務上の惡事を摘發せしめ、總會は理事の監督權をもつてゐたことが明かに知られる。もとの制度はアテナイ市にあつて、何人でも自由に官吏を彈劾し得た。⁽³⁸⁾

⁽³⁸⁾ Dicit. 261.

⁽³⁹⁾ Aristot. Rep. Ath. 45. 2.

(八) 戦時聯盟理事會〔九一〕

本文では戦時中理事會は王達指名の理事によつて組織する規定がある。逆に之を推論すると、聯盟總會は平時必ずしも王達の意の儘に行動することなく、その決議に従つて自由に行政してゐたと言へる。故に戦時中特に此の規定を設けて王直屬の機關たらしめる要があつたと思はれる。プヒリツボス及アレクサンドロス時代ヘルシア討征に當つて、理事會は事實上、總帥の手に移つたものと解する。⁽⁴⁰⁾

⁽⁴⁰⁾ Diocl. 16. 89. 3, 17. 4. 9, Pap. Ox. 1. 13.

(九)總會委員缺席罰則〔九一—九四〕

規定として病氣缺席の時は報告のこと、若し無斷缺席の場合は毎會議一名ニドラクフマ(又はニムナ)を支拂ふべきこと。「ドラクフマ」「ムナ」の場所は赤字で判讀に困難を感じる所である。次に罰金と比してドラクフマは低率すぎ、B.C.五世紀のポイオタイア同盟の罰金一ドラクフマと比するとニドラクフマに根據がある。⁽¹²⁾

⁽¹³⁾ Hell. Oxyr. Col. 12.

(一〇)聯盟軍非應募罰則〔九四—九九〕

戰爭終了時迄一日一人につき

a. 騎兵半ムナ b. 重歩兵二〇ドラクフマ c. 輕歩兵一〇ドラクフマ d. 水兵五ドラクフマ

以上九—一〇項中に都市のみを記し、種族の記載がないが、詳細割當に際しては都市を基本にしたものと思はる。

こゝで當時の生活状態から此れらの罰則金を見ると、ペロポネソス戰時代アテナイ市は重歩兵に一ドラクフマ、ペロポネソス軍では四オボル、アレクサンドロス時代も一ドラクフマを出なかつたと思はる。即ち最上の歩兵ヒダスバスに一ドラクフマの支給の碑文があるから。⁽¹⁴⁾アレクサンドロスの東征と、同時にペルシアの銀貨が夥しく流通し、通貨の下落と、一方物價の上騰を來したため、B.C.三〇三

B.C.三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究(下)

年デメトリオス軍中重歩兵は二ドラクフマをもらつてゐた。アレクサンドロス時代の約二倍に當る。この比例は他の物價にも見らるゝ現象である。ソクラテス時代、小麥一ブツシエル三ドラクフマがデモステネス(アレクサンドロス)時代五ドラクフマ、B.C.二八二年にはデロス島で平均七ドラクフマー一〇ドラクフマに達してゐる。以上の事實から推して、罰金は、給料の約一〇倍と見らるゝが、高率である。高率の事情から、如何に聯盟軍の必要を認められてゐたかゝ想像される。

⑫ IG. II. 2. 339.

碑面Ⅲ、〔一〇〇—一〇三〕は最も早く發見の斷片。

碑面Ⅳ(一〇四—一〇六)は碑面Ⅲの續きと思はれ、同様に聯盟軍の事項の規定と思はれ、「庸兵」の文字から、軍中庸兵がゐたこと、「未教練(兵)」の文字から未教育機關の設備もあつたと思はれる。「司令官はその都市に」の所は總督を意味し、〔一一三—一六〕は、
 Γακελκενは輸出入税の規定と考へるが若しそれならばアレクサンドロス時代その規定はない。

(一一) 經費分擔事項〔一一三—一三〇〕

主意、分擔は平等と正義を以つてすること。

アレクサンドロスの時キヒオス市は聯盟軍の負擔と警備軍支給を課せられた。^⑬プリエネ市は「^⑭シユンタクシス」ネ市の聯盟費を免じてそこに駐劄する警備軍は……」(欠字)恐らく支給負擔を課せられたと思はる。軍備供給、警備軍負擔等の時は聯盟費は免せられ、然らざる時は之を賦課したものと考へらる。アテ

ナイ第二海上同盟、ペロポネシア同盟、ボエオタイア同盟にも同名稱の下に經費賦課があつた事實がある。^⑬

^⑭ Ditt³, 283.

^⑮ OGIS. I.

^⑯ Ditt³, 147. IGV. I, 1, Hell. Oxyr. Col. 12,

III 聯盟條約の修正、保存並びに批准(宣誓)

(一)修正事項〔一三二—一三三〕

改訂事項は總會の決議にかけること、更に「此等の改訂せるもの」は盟主の手を通じたのではないかと考へられる。地方都市國家の例にキヒオス島の法典改訂に際し「該法典の改訂案若しくは起草案はアレクサンドロスに移牒すべし」^⑰とある。

^⑰ Ditt³, 283. I. 6—7.

(二)條約保存事項〔一三三—一三九〕

- a. 正本〔八一—八二〕記載の通り、聯盟事務局理事保管の下にあつた。
- b. 復本は碑面に刻して著名な神域に安置して公表

1 ネメア神域、アルゴスの祭神、ネメア・ゼウス鎮座、神話中アソポスの娘ネメアによつて此の名を得。こゝで隔年毎にネメア祝祭が行はれる。この時に聯盟定期總會が開かれることは前述の通り。

2、オリュムピア神域、エリスの祭神名高いオリュムピア・ゼウス鎮座、四年毎に祝祭があつて總會地の一、

3、アイギア神域、アカホイ人の祭神、海の神ポサイドン鎮座、コリントス灣に面す。

4、エビダウロス神域、アテナイの南アクテに在り、祭神アスクレピオス鎮座、本碑文はこゝに安置せられたもの、但し「エビダウロス」の行はヒルレルギョウの補讀。

以上の中エリス人、アカホイ人等を除く文字は悉く、復文であるが、イストミア、デルポイ、アテナイ等著名な神域名もあつたものと思はる。同様に地方都市國家の著名神域名も安置の指定。凡そヘラス人の慣習として條約、法令、頌徳文等は必ず石又は青銅板に刻して之を神域に安置し、その神聖を表はすと共に公告の手段とした。

(三) 條約批准——宣誓(一三九—一五二)

普通ヘラスに於ける慣習として、條約締結後、都市の代表者即ち參政官、將軍等の高官の名に於いて宣誓し、近代慣用の批准と同様、該條約の法律的效力の發生を認めた。宣誓は必ず神を證人とし

て誓ふ。條約面の一般形式には末尾に附するものであるが時には冒頭に掲げる。B.C. 三七七年第二アテナイ同盟の場合は本文と同じように、前文の要項を反覆して「われ、之を守らばゼウスよ、アポロよ吾れに加護をたれ給へ、」又、オルコノモスの場合は「吾が宣誓を守らば幸運よわれに、破誓の日は悲運よわれにかゝれ」^④と冒頭に之を掲げる。

そこで、本文の宣誓文の研究であるが、殆んどヅキルケンの復文に仍るが、それが如何にB.C. 三三八年のプヒリツボスの宣誓文と極似してゐるかを知る爲に對照して見よう。

本文 (二三九—二五二)

宣誓 吾れはゼウス、地、太陽、海(神)、アテナ、呪咀の神並びにあらゆる神々の名にかけて誓ふ

吾れは王安テイゴノス並びにデメトリオス及其の子孫と他の聯盟との間に結べる聯盟に忠にして、總會にて締結せる條約を遵守し、同じき敵、友軍を聲明す

又、吾れは條約を遵守せる聯盟(國)に對つて

B.C. 三〇二年へラス聯盟條約(碑文)の研究(下)

B.C. 三三八年プヒリツボス二世へラス聯盟宣誓文^④

誓 吾れはゼウス、地、太陽、海(神)、アテナ、呪咀の神並びにあらゆる神々の名にかけて誓ふ

吾れは聯盟に忠にしてマケドニアのプヒリツボスとの條約を犯さじ

即ち吾れは宣誓を遵守せる何人に對つても斷じ

斷じて加害の目的を以て陸上又は海上にて武器を把ることなし、又聯盟總會加盟の如何なる土地をも攻略せず、或ひは王安テイゴノス並びにデメトリオス及其の子孫を滅することなし

若し他の何人が聯盟國の何人に對つても協締條約記載中の違反行爲を成すものあらば吾れは敢て武力に訴ふるを辭せず

然り吾れは戰ふ共共同平和の攪亂者に對しては聯盟の命に服して……………(缺損)

偕而、ペリツポスの宣誓文の後には各都市及種族名と選出委員數の表の記載があるが、本文の宣

て加害の目的を以て陸上又は海上にて武器を把ることなし、平和加盟の都市又は城塞、或ひは海港を如何なる技術(陰謀)發明によりても戰爭目的を以つて攻略せず、ペリツポス並びに彼の子孫の王位又は平和宣誓を誓約せる時現存する都市國家憲法の變革を企てず

斷じて吾れは本條約中の此等に違背せざるのみならず、吾が力にかけて何人と雖もかゝることを成すを宥さず、蓋し何人が本條約に違反する何等かの行爲ありたる時、被害者の乞に應じて如何なる事情たりとも吾れは救援に赴く

然り、吾れは戰ふ、共同平和の攪亂者に對しては聯盟總會の如何なる布達、又盟主の發令する命に應じて吾れ之を躊躇せず……………(缺損)

誓の後は全然缺損してこれらの名前を留めない。

最後に然らば此の聯盟に加入し、宣誓をした以上、之より脱退することは可能であつたか。脱退は此の際先づ宣誓破棄でなければならぬ。この解釋について「デモステネス」「アレクサンドロスとの條約について」に當時の思想を明白に反映してゐる。即ち宣誓を相手方が固守してゐる間、都市間の正義と平等は保たれ、若し相手方が之を破つた場合之を固守するの要なく、條約は破棄し、破棄の罪を問うて戦争すべしと言ふ。その上、條約面に「永久に亘つて」「王及王の子孫たち」「六一九」及宣誓内容に含む精神から、都市國家の國際犯罪者として敵軍となつて戦争する以外中立的な脱退は不可能と考へられる。^{⑤⑥}

④⑦ IG. II². 96.

④⑧ IG. V. 2. 344.

④⑨ IG. II². 236 (Ditt² 260a) の碑文には二つの校定がある。

U. Wilcken. *Philippus II. von Makedonien u. die pan-hellenische Idee*. Sitz. & Pr. Akad. 1929. p. 317.

W. Schwahn. *Heeresmatrikel u. Landfriede Philipps*. 1930. p. 37.

今、本文ではザキルケンに従つた。

⑤⑩ 以上の研究で多くの新事實が明かにせられたが、委員の選出規定、理事の在職期間、盟主の令旨と、聯盟の決議の法律的分野等の問題について新資料の出現に待つべきものが多い。その外本稿第三項については他日詳細な「ヘラス聯盟の研究」によつて明かにし度い。

七、結 論

以上の研究の結果、B.C. 三〇二年の再組織に際して布かれた本ヘラス聯盟條約は、組織當時の外的歴史事由と、條約内容の比定を根據とし、それ以前ペリツボス(B.C. 三三八/七年)、アレクサンドロス(B.C. 三三六年)時代に組織せられた聯盟の條約に酷似してゐることを知つた。故に本碑文は後者即ちB.C. 三三八—三三三年に亘るヘラス聯盟研究上最も貴重な一新史料であると結論する。

八、復 文 碑 面

Ober abgetroehen.

56 [. . .] σοι [-----]]
 [. . .] ε ἄστα ν [-----]]
 ἡ παρὰ τῶν [-----]]
 κίστων [-----]]
 60 ⁽⁵⁾ σων ὄθει [-----]] — Μη ἐ-
 ξῆναι [δέ συνλάνη ἡτέ τοὺς παρὰ τῶν Ἑλλήνων π]ροσβέοντας π[ρὸς τ]ῶς συνέ-
 ρους [μήτε τοὺς ἀποστειλομένους ὑπὸ τῶν σ]υνέδων μηδὲ τοὺς ἐπὶ τῆν κοι-
 νῆν σ[τρατείας] ἐκτελεπομένων] μήτε ἐξίων]τας, ἐφ' ἃ ἐκάστασ συντέτακται,

μήτε καταπορευομένους ἐπὶ τὰς πατριδας] μηδὲ ἀνδροληπτῶν μηδὲ κατεγγυά-
65 ⁽¹⁰⁾ [ν ἐπὶ μηδεμιᾷ ἀνι αίτία ἀν δέ τῆς ταῦτα ποιῆ, οὐ τ]ε ἀρχοντες οὐ ἐν ἐκίστην
τῶν

πό[λε]ων κ[α]λ[ω]λυνέωσαν καὶ οὐ σύ[ν]εδοι [ωσαν — Συνέρχασθαι δέ
τοὺς συ-

νέδρους ἐμ μὲν τῆν εἰρήνην τοῖς ἱεροῖς ἀγῶσαν, εἶν δέ τῶν πολέμων, ὅσῳκ ἀν
δοκίη

[σ]υμφέρειν τοῖς συνεδρους (1. προέδρους) καὶ ἄ τοῖς βασιλεύων ἦ) [τῶν στρατηγ]-
ἀν τῶν ὑπὸ τῶν βασιλέων ἐπὶ τῆς κοι-

[ν]ῆς φυλακῆς καταλειμμένωι, σ]υνεδρεύειν δέ ὅπως ἀν ἡμέρας οὐ προέδροι
70 ⁽¹¹⁾ τοῦ συνεδρίου παραγγέλλωσαν — [τ]ὰς δέ συνόδους γίνεσθαι τοῦ συνεδρίου ἔ-
ως μὲν ἀν ὁ κοινὸς πόλεμος λυθῆι, οἷ]δ ἀν οὐ προέδροι καὶ ὁ βασιλεύς (1. οὐ βα-
σιλεύς) ἦ οὐ (1. ὁ) ὑπὸ τῶν βα-

σιλέων ἀποδεδειγμένους στρατ]ηγῶς παραγγέλλω, ὅταν δ' ἡ εἰρήνη γέν[ηται],
οὐ ἀν οὐ στεφανίται ἀγῶνες [γίν]ωται — [τ]ὰ δέ δόξωσαν τοῖς συνεδ[ρο]ῖς[κύρια]
εἶναι χρηματίζοντωνσων δέ ὑρ[έ]ρ] ἦμισον γνώμοιοι, ἀν δ' ἐκίστους συνεδ[ρο]ῖς[κύρια],
75 ⁽¹²⁾ μὴ χρηματίζω — Περὶ δέ τῶν εἶν τῶν συνεδρίων δόξωσαν μὴ ἔξε[ρ]ω τὰς

πόλεσιν ἐθθήνας λαμβάνειν [παρη]ῆ τῶν ἰπποσταλομένων συνόδων [— Πρῶε—]
 ὁρους δὲ εἶναι πέντε ἐκ τῶν σ[υν]όδων, οἳ αὖ λάχωνται, ὅταν ὁ πόλε[μος] λυθῆ[ι]
 μὴ ἰπποκληρούσθωσαν ὃ ἐνὸς [πρ]αί[ος] ἐξ ἔθους ἢ πόλεως — Ἰὸς [δὲ] προέ-
 ὁρους συνί—]

γκαῶ»ειν τε τοὺς συνόδους κα[ι] τοὺς] γραμματεῖς ἰπὸ τοῦ κοιν[ῶ]ν καὶ
 τοὺς]

- 80 ⁽³²⁾ ἰππρέτας καὶ προτιβέναι περὶ ὧν δεῖ βου[λευέσθαι] κ[αὶ] τὰ] δόξαν[τα] μεταδιδόναι]
 τοῖς γραμματεῦσι, καὶ αὐτοὺς εὐ[ση]μα ἰν[τ]ήροφα [ἔχον]τας, καὶ τὰς γνώμας πεί-
 σασ εἰσάγειν καὶ ἐπιμελεῖσθαι τ[ῶ]ν πάντ]η χρ[η]ματ[ι]ξῆιν ε[ν]ικόσμως, κυρίους]
 ὄντας τὸν ἰπποκλήντα ζήμιον—[Ἰ]δὲ δὲ τις εἰση[γήσ]ασθαι π[ροαι]ρηταί τῶν]
 συμφερόντων τοῖς βασιλεύουσιν κα[ι] τοῖς Ἰ]λλ[λ]η[σι]ν ἢ εἰσα[γ]γεῖλαι τῆς ὡς ὁ-]
 85 ⁽³³⁾ πειναντία πρίτυνας τοῖς συμμύ[χοις] ἢ μ[η] πειθομέν[ους] τοῖς ὠμολογημέ-]
 νους ἢ ἄλλο τι χρηματίζαται τοῖς συν[υ]δέδοις], ἰππογράφω [πρὸς τοὺς προέ-]
 ὁρους,]

οἱ δὲ προτιβένωσαν εἰς τοὺς συν[υ]δέδοις] — Ἰπποκλήνους [δὲ] πάντων εἶναι τοὺς]
 προέδοις ὧν αὖ πρῶξωσαν τὰς δὲ [γρ]αφίς διδοῦσα κατ' α[ι]τῶν ὁ βουλομένους
 πρὸς].

τοὺς μετὰ τούτους ἀπακλιρωθεύτας προσόδους, [οἱ δὲ μετὰ]λαβίοντες εἰσα-]
 90 ⁽³⁶⁾ γέτωσαν εἰς τοὺς συνόδους ἐν τῇ πρώτῃ ἐ[δ]ρα τῇ ἐσ[ο]μένῃ [ἐξ]ῆς — καὶ]
 ἕως αὖ ὁ κοινὸς πόλιμος λυθ[ῆ]ι, προσοδρεύειν [αἰε (?)] τοὺς π[α]ρ[ά] τῶν βασι[λέων]
 — 'Αν]

δέ τις πόλις μὴ ἀποστειλῆι κατὰ τὰς συνθήκας τοῖς συνέρους [εἰς τὰς]
 συνόδους, ἀποτυέτω [καθ' ἑκά]στον το[ύ]των δραχμὰς δ[ύ]ο ἐκάστης τ[ῆ]ς ἑδρας,]
 ἕως αὖ διαλυθῶσιν οἱ σύμβουλοι, αὖ μὴ τις [τῶν συνέδ]ων νοσήσας ἐξ[ε]ομώσῃται,]
 95 ⁽⁴⁰⁾ καὶ αὖ τις πόλις μ[ὴ] ἀ[π]οστειλῆι τῆν δύ[ναμιν] τῆν συ[ν]εταγμένην, [ὅ]ταν πα-]
 ραγγελῆ(〈λ〉)ῆι, ἀ[π]ο[σ]τε[ύ]ετω ἐκάστης 〈τῆς〉 ἡμέρας [— κατὰ μὲν] τὸν ἱππέα
 ἡμιμ[ύ]ναίον — κα-]

τὰ δὲ τὸν ὄγκλ[ι]τῆν] εἰκοσι δραχμὰς — κατὰ [δὲ τὸν ψιλῶ]ν δέκα δραχμὰς —
 καὶ κα-]
 τὰ τὸν ναύτην [. . .] δραχμὰς, ἕως αὖ π[ά]σαν ἐξέληθῆι ὁ χ[ρ]ῆστος τῆς στρα-
 [τείας]

το[ῖ]ς ἀλλοις 'Ε[λ]ληνησιν].

(一九三三・五・五、北米合衆國華府國立圖書館にて)